

監査公告第 13 号

公の施設の指定管理者監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 30 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

令和 6 年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象

公の施設の指定管理者及び所管課の令和 5 年度、令和 6 年度（10 月まで）に執行された施設の管理に係る出納、その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理者の概要

名 称	山代プラス
代表者	代表構成団体 株式会社岸グリーンサービス 代表取締役 岸 省吾
住 所	加賀市新保町カ 33 番地

施設の概要

施 設 名	山代スマートパーク			
施 設 規 模	面積 施設		2, 956. 39 m ²	
	建物		173. 5 m ²	
	芝生広場		1, 118. 4 m ²	
所 在 地	加賀市山代温泉壺五 39 番 1			
指 定 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 19 年 3 月 31 日			
指定管理委託料	令和 5 年度 4, 400, 000 円			
指定管理に係る 収支状況	令和 5 年度			
	収 入		6, 363, 761 円	
	支 出		6, 321, 828 円	
	収 支		41, 933 円	
施設利用実績	利用 者数	公園	17, 156 人	合 計 18, 942 人
		IT ルーム	1, 786 人	
利 用 料 収 入	187, 000 円			
そ の 他 収 入	435, 331 円			
自 主 事 業 収 入	1, 341, 430 円			

3 監査期間 令和6年11月27日～令和7年1月17日

4 監査実施委員 代表監査委員 浅井 廣史
議選監査委員 林 直史

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から提出された資料及び関係書類等について、次項の着眼点に基づき監査するとともに、施設において指定管理者の関係者から説明を受けた。

6 監査の着眼点

【所管課】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (4) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (5) 修繕費の執行が適切に行われているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は行政目的を理解し適切に行われているか。
- (3) 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 決算報告書は適正になされているか。
- (5) 備品の管理は適正に行われているか。
- (6) 利用者意見の収集に努めているか。

第2 監査の実施内容

1 業務の報告状況について

指定管理業務委託の仕様書に基づき、事業実績報告及び各種設備の保守点検等について、所管課への報告状況を確認した。

2 協定内容（事業計画）の履行について

管理運営業務の実施状況について、施設内の視察を行う他、自主事業の取り組み状況や利用料金の収納手続き、指定管理者が行う利用者アンケートの実施状況等について説明及び資料を求めた。

3 決算について

指定管理業務について、決算書、諸帳簿及び通帳残高を確認するとともに、

収入・支出の根拠となる資料について施設利用申込書、各種経費に係る請求書、賃金台帳等を検査した。

4 利用促進の取り組みについて

仕様書に基づく「指定管理者が行うモニタリング」の実施状況について、利用者意見を確認するとともに、チラシ配布や SNS での情報発信など利用促進の取り組みについて状況を確認した。

第3 監査の結果

施設の管理運営状況及び財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められたが、注意を要する事項が見受けられたので、次のとおり監査意見を述べる。

なお、その他の事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度関係者に指示したところである。

1 所管課（都市計画課）に対する監査意見（地方自治法第 199 条第 10 項）

・指導について

当市は令和 2 年に「スマートシティ加賀」を宣言し、市全体としてスマートシティ化を進めており本公園はその一環として「テクノロジーを体験できる公園」として整備された。しかしながら、現状ではスマートパークのコンセプトが不明瞭である。建設部としては、通常行っている公園管理とは違う部分があり、ともすれば専門外になりがちであるが、設置理念を踏まえ指導してほしい。利用状況をみるとテクノロジーの体験学習施設の利用者が少ない。市では様々なテクノロジーを活用した事業を行っており、情報提供などの支援をしてもらいたい。また、企業誘致スペースの活用についても将来の本公園の利用者増に向け担当部局と積極的に連携していただきたい。

2 指定管理者に対する監査意見（地方自治法第 199 条第 10 項）

・利用促進について

開園初年度の令和 4 年度から、年間公園利用者数は目標値である 15,000 人を超えているものの、年々利用者数が減少している点は気がかりである。特にテクノロジーの体験学習施設の利用者が伸びておらず、例えば、加賀市イノベーションセンターとの連携など新しい取り組みが必要である。駐車場が広くなく、大きなイベントが開催できないことは考慮しなければいけないが、地元の山代地区の住民や小中学生及び旅館の宿泊客等への情報発信をさらに強め気軽に立ち寄れるようにして利用者の増加を図っていただきたい。

経理管理では帳簿等は整理されている。収支報告書に軽微な修正があったが次年度以降適切に対応していただきたい。利用者からの要望には全て対応しており、モニタリング結果も良好で施設管理は特に問題はない。加えて、災害対応では、災害発生時の一時避難所に指定されており、今後とも市や地

域と連携し町中の避難所として、その役割を担っていただきたい。

第4 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。